

掲示用

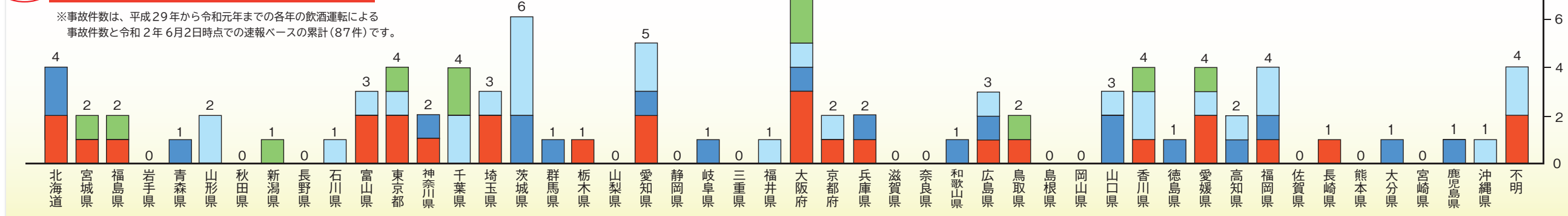
# 飲酒運転は絶対に「しない!」「させない!」



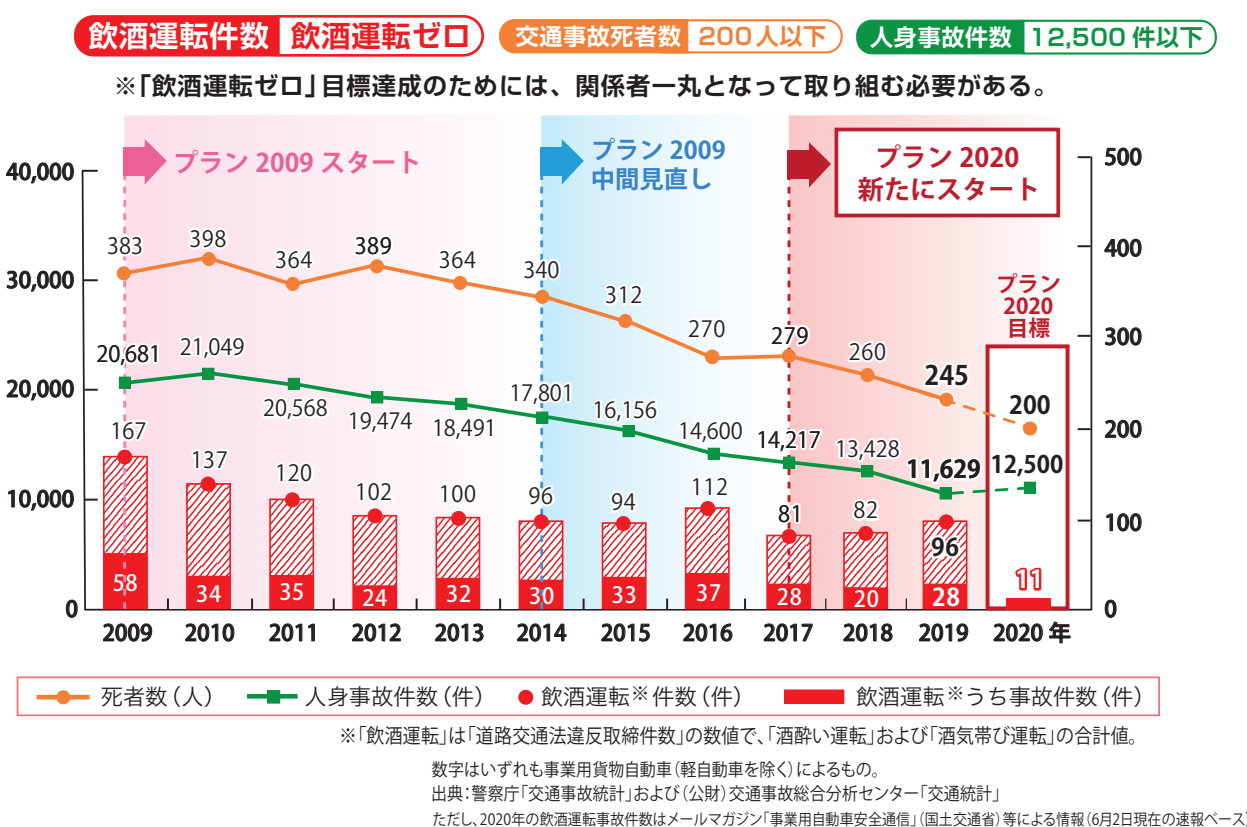
## 『飲酒運転防止対策マニュアル』活用等で取り組みを強化

# トラック業界の社会的信頼を失墜させる飲酒運転

### 図1 車籍地別飲酒運転事故件数\*



### 図2 「トラック事業における総合安全プラン2020」目標値と事故の現況



### 図3 事業用トラックの飲酒運転事故事例 (令和2年1月~6月2日)(速報ベース)

事故等の種類	車籍地	発生日時	死傷状況	当時の状況
1 酒気帯び衝突	千葉県	1月20日 9時45分	死亡: 軽傷	千葉県の県道の交差点において、同県に営業所を置くトラクタ・ボルトレーラが運行中、信号待ちで停車中の軽乗用車に衝突した。この事故による負傷者はなし。事故後の警察の調べにより、当該トラクタ・ボルトレーラ運転者は、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
2 酒気帯び追突	大阪府	1月31日 10時10分	1	茨城県の県道において、大阪府に営業所を置くトラックが運行中、前方を走行中のトラックに追突した。この事故により、追突されたトラックの運転者が軽傷を負った。事故後の警察の調べにより、当該トラック運転者は、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
3 酒気帯び物損	鳥取県	2月10日 17時20分		千葉県の神社敷地内において、鳥取県に営業所を置くトラクタ・バンセミトレーラが方向転換しようとしたところ、当該神社の建物に接触した。この事故による負傷者はなし。事故後の警察の調べにより、当該トラクタ・バンセミトレーラ運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
4 酒気帯び追突	東京都	3月17日 21時10分	1	愛知県の国道において、都内に営業所を置く大型トラックが運行中、前方の乗用車に追突し、その弾みで当該乗用車が別の乗用車に追突した。この事故により、当該トラックに追突された乗用車の運転者が死亡した。事故後の警察の調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
5 酒気帯び物損	宮城県	4月4日 20時55分		岩手県の高速道路において、宮城県に営業所を置くトラックが運行中、中央分離帯のワイヤロープに衝突した。この事故による負傷者はなし。事故後の警察の調べにより、当該トラック運転者は、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
6 酒気帯び衝突	大阪府	4月24日 8時58分	1	兵庫県の国道において、大阪府に営業所を置くトラックが運行中、前方のバイクを追い越そうとしたところ、接触し当該バイクが転倒した。この事故により、当該バイクの運転者が軽傷を負った。事故後の警察の調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
7 酒気帯び物損	愛媛県	5月2日 18時40分		千葉県の駐車場において、愛媛県に営業所を置くトラクタ・コンテナセミトレーラが運行中、当該駐車場のポールに衝突した。この事故による負傷者はなし。事故後の警察の調べにより、当該トラクタ・コンテナセミトレーラ運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
8 酒気帯び物損	香川県	5月10日 13時		大阪府の高速道路において、香川県に営業所を置くトラックが運行中、左側フェンスに衝突した。この事故により、荷物は散乱したが、負傷者はなし。事故後の警察の調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出された。
9 酒気帯び衝突	福島県	5月11日 15時30分	1	静岡県の国道において、福島県に営業所を置く大型トラックが運行中、前を走行していた車両に衝突した。この事故により、衝突された車両の運転者が軽傷を負った。事故後の警察の調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
10 酒気帯び衝突	新潟県	5月12日 7時55分		群馬県の高速道路のパーキングエリア内において、新潟県に営業所を置くトラックが運行中、駐車中のトラックに衝突した。この事故による負傷者はなし。事故後の警察の調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
11 酒酔い衝突	千葉県	6月2日 5時27分	1	千葉県の国道(片側2車線)において、同県に営業所を置く大型トラックが第2通行帯を運行中、前方の第1通行帯を走行していたトラクタ・セミトレーラに衝突したが、そのまま走り去った。この事故により、トラクタ・セミトレーラの運転者が軽傷を負った。事故後の警察の調べにより、当該大型トラックの運転者は、酒酔い運転及び当て逃げの疑いで逮捕された。

出典: メールマガジン「事業用自動車安全通信」(国土交通省)等

### 飲酒運転根絶に向けたトラック運送業界の取り組みの強化について

国土交通省では、「2020東京オリンピック・パラリンピック」に向け、世界一安全な輸送サービスの提供を実現するため、2020年までに達成すべき目標を設定し、ソフト・ハード両面から国土交通省等及び関係者が力を挙げて、事業用自動車安全通信の取組を進めていくこととする。

トラック運送業界では、第100回交通対策委員会(平成29年9月開催)において、「トラック事業における総合安全プラン2020」を策定し、飲酒運転をゼロとする目標を掲げ取り組んでいる。事業用トラック運送による飲酒運転事故件数は増加傾向にあり、本年5月には、今年に入ってからの事業用トラックの飲酒運転事故が相次いで発生し、飲酒運転の防止等が喫緊の課題となっている。国土交通省から速報が発表された後、9月には、ひきつらぬきで飲酒運転防止対策として、事業用トラック運送業界の社会的信頼性が失われるなどの懸念があり、誠に遺憾である。

このような状況に鑑み、飲酒運転という反社会的行為の根絶を図るため、第113回交通対策委員会では、業界全体として下記事項を推進するとともに、関係者一丸となって取り組みを強化することにより、この業界から飲酒運転を根絶することを目指す。

トラック運送業界は、コロナ禍にあっても、社会機能を維持するために事業を継続し、くらしと経済の「ライフライン」として社会貢献を行ってまいり、一部の心ないドライバーが惹き起した飲酒運転事故が続けば、業界全体の信頼を失墜させてしまうことになりかねません。ここでは、最新の車籍別事故件数・事例を紹介し、社内で情報を共有し、飲酒運転根絶意識を向上させるなど指導監督の取り組みを強化してまいります。

決 議

- 各事業所においては、乗務員等の酒酔い・酒酔い防止対策として、対面でも電話でもの方法で行う点呼の場合においても、アルコール検知器を用いた点呼等の有無の確認が確実にできる点呼体制が確立できているか確認し、必要に応じて見直しを行う。
- 各事業所においては、全ト協が作成した「飲酒運転防止対策マニュアル」(改訂版)を活用し、アルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等について指導を徹底するとともに、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、飲酒運転根絶意識の向上を図る。
- 各事業所においては、飲酒運転防止対策として、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、飲酒運転根絶意識の向上を図る。
- 各都道府県トラック協会においては、飲酒運転根絶に向けた取り組み事例について情報の共有化を図り、各地域の実情に応じ、飲酒運転根絶に向けた効果的な取り組みを積極的に展開する。

令和2年9月12日  
公益社団法人 全日本トラック協会  
副会長(交通対策委員長)工藤 二

▲令和元年9月の「交通対策委員会」決議のリーフレット

全日本トラック協会では、令和2(2020)年までを目標年とする「トラック事業における総合安全プラン2020」を策定し、「飲酒運転ゼロ」を目標とし、関係者一丸となって取り組んでまいりましたが、今年6月2日までに全国で11件の飲酒運転事故が発生しました。国土交通省では、このような事態を重くみて、全ト協に対し、「事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について」を要請しました。この要請は、昨年5月にも発出されており、今回も再要請を受けたものです。また、昨年9月には、全ト協交通対策委員会(工藤 二委員長)が、飲酒運転根絶に向けたトラック運送業界の取り組みについて決議(写真左)したほか、令和2年度の全ト協事業計画(別掲)では飲酒運転事故根絶対策2項目が新たに盛り込まれたこととなります。

また、最近3年間と今年6月2日までの車籍別飲酒運転事故件数(図1)は、大阪府が7件で最多、次いで茨城県6件、愛知県5件となっており、北海道、東京都、千葉県、香川県、愛媛県、福岡県がそれぞれ4件となっています。

このうち、令和2(2020)年に入ってから発生した11件の飲酒運転事故事例(図3)のうち、1件が死亡事故4件が軽傷事故となっています。

減少しない飲酒事故 都道府県別事故発生件数

事業用トラックにおける飲酒運転事故件数(図1)は、平成24(2012)年までは減少傾向にありましたが、近年再び増加しており、特に28(2016)年には37件と、過去10年間で最悪の結果となりました。30(2018)年は過去最少となりましたが、令和に入り、再び28件と対前年比14.0%と激増しました。

厳しく罰せられるだけでなく、万一事故を起こせば被害者やその家族の人生を大きく狂わせることとなります(図4)。

また、事業用トラックドライバーが飲酒運転で事故を起こし、飲酒運転防止への指導監督が不十分であった場合には、事業者の責任も問われ、事業停止や車両使用停止などの行政処分を受けるだけでなく、社会的信頼性を失墜し、経営に重大な影響を及ぼすこととなります。

### 飲酒運転根絶に向けた取り組みの強化 令和2年度 全ト協 事業計画より

- 全ト協が作成した「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用し、運転者等に対するアルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等について指導を徹底するとともに、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、飲酒運転根絶意識の向上を図る。
- 飲酒運転根絶に向けた各都道府県の取り組み事例について情報の共有化を図り、飲酒運転根絶に向けた効果的な取り組みを積極的に展開する。

### 図4 飲酒ドライバーに科せられる罰則

事故を起こさなくても違反だけで (道路交通法)

酒酔い運転

- 5年以下の懲役 又は100万円以下の罰金
- 違反点数35点
- ※免許取消し(3年間は免許が取得できない!)

酒気帯び運転

- 3年以下の懲役 又は50万円以下の罰金

違反点数と行政処分

- 呼気1リットルにつき0.25mg以上 → 25点 → 免許取消し(欠格期間2年)
- 呼気1リットルにつき0.15mg以上0.25mg未満 → 13点 → 免許停止(90日)

※上記の行政処分は、いずれも前歴が0回の場合です。

飲酒運転で人身事故を起こすと (自動車運転死傷行為処罰法)

危険運転致死傷罪

- アルコールの影響により正常な運転ができない状態で人身事故を起こすと
- 死亡事故 → 1年以上20年以下の懲役
- 負傷事故 → 15年以下の懲役

● アルコールの影響により正常な運転ができない恐れのある状態で人身事故を起こすと

- 死亡事故 → 15年以下の懲役
- 負傷事故 → 12年以下の懲役

※飲酒運転による死傷事故後に、さらに飲酒をしたり、その場を離れて酔いをさますなどの飲酒の程度をごまかす行為をすると「過失運転致死傷罪(アルコール等影響発覚免脱罪)」が適用され、12年以下の懲役となります。

過失運転致死傷罪

- 危険運転致死傷罪が適用されない場合でも、自動車の運転に必要な注意を怠り、人を死傷させると
- 7年以下の懲役もしくは禁錮 又は100万円以下の罰金